

第十三回 参議院内閣・厚生連合委員会會議録第二号

(六〇六)

昭和二十七年五月十六日(金曜日)午後二時五分開会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

第二十七部

内閣・厚生連合委員会會議録第二号

昭和二十七年五月十六日

【参議院】

○委員長代理(山田佐一君) それでは只今から内閣、厚生連合委員会を開催いたします。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案について提案理由の説明はもう済んでおるようでありますから、直ちに審議に入りたいと思ひます。通告順によつて発言を許可いたしまして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○委員長代理(山田佐一君) それではさう決定しました。山下義信君。

○山下義信君 本案の連合審査をお願いをいたしましたのは、厚生委員会といたしましては先般遺族援護法の審議をいたしましたのであります。従いまして遺族援護に關しましては厚生省の所管としてその事務を目下進行いたしておるわけでありまして、今回御提案になりまして内閣委員会に付議されまします本案は、この恩給に關しまする法律案でありましますと同時に、その内容といたしましては軍人恩給に關しまする支給の停止をなお一カ年間延期せんといたします案であります。従いまして申すまでもございせん。従いまして軍人恩給の支給停止は、現存いたしております生存の旧軍人の恩給の停止もありまします。又曾つて軍人でありました者の死没せる者の遺族の扶助料の停止等も問題であります。こ

とは今更申上げるまでもございせん。従いまして本案は非常に重大であるのでございまして、私は政府に對しまして二、三その重大性と申上げる点

につつましてお伺いをいたしたいと思ひます。先提案理由の説明を承つたのでございまして、政府の説明を承つた後、その提案理由たるや極めてお座なりでありまして、而もその意図が那邊にありましますか甚だ不明瞭でございまして、あいまいでござい

す。私も政府の提案理由の程度では全く本案を御提出になりました意図が那邊にありましますか了解に苦しむのであります。この法律案の成行きにつきましては、先に援護法の対象になりましたる数百万の遺族は申すまでもございせん、現存の旧軍人の即ち恩給既得権者の多数の者が非常に關心を持つておるのであります。關心を持つておるといふよりはむしろ何と申上げてよろしくございまいしやうか、言うに言われない悲痛なところの悲憤やるせな

いものを持つておるのであります。従いまして、政府が本案を御提出になりましたにつきましては、その理由も我が同時にそれらの幾百万の關係者が納得の行く理由の御説明を願わなければなりません。以下そういう趣旨に基きまして、数点伺いたいと思ひるのであります。

政府の今回御提案になりました案を見ますと、先ずこの恩給の停止を更に一カ年間延長せられるということになつておるのであります。他の補助の政令の効力の延期は、今期国会におきまして御提案になりますその他の關係のものはおおよそ六カ月ということになつておるのを通例といたします

が、本案に限りまして一カ年という長い期間を延長せられるということはどういふわけでありましますかという点が第一点であります。

なお今一点伺いたいと思ひますのは、申すまでもなく恩給法の特例は曾つて我が國が占領地下にありましたときに連合軍司令部によりましてその覺書によつて停止せられたその処分でありまします。占領が解けました今日におきまして独立いたしました日本政府が更にこれを延期しようとなさるる御趣旨は如何なる御趣旨でありますかという点であります。連合國が停止しておるといふその理由と、日本政府がそのまゝ延期を継続しようという政府の御趣旨は、連合國司令部の停止いたしました理由と同一であるのか、どこか違ふところがあるのか。先ず私は以上の二点を伺いたいと思ひるのであります。

○政府委員(保利達君) 山下議員の御意見のように、私も同様にいたしまして、実はこの問題の処理は、独立回復後における最も重大な問題というところで、政府内部におきましてはさういふ考への下に研究をいたしております。申すまでもなく國家のために國家の定めたる法律制度、さういふものを前提として國家の任務につかれた、こういう全く民族として経験のない事態に遭遇いたしまして、さういふ國家の制度法律で確約しておつたことがこの数年間はこの状態に陥らざるを得なくなり、そのためにこれらの關係のかたが、が如何いようなお氣持を持つておられます

かといふことはよく私もにもわかるわけでありまして、従いまして独立の曉におきましては、政府及び国会は挙げてこの問題の解決をいたさなければならぬ。ただ併しながら終戦までに至る既存の制度そのまゝを復活し得るか。これは国力におきましてあらゆる又國の事情におきましてこれだけの負担を來たしておりますから、さき申しますような趣意と今日の事情とを勘案いたしまして關係者の御納得の行き得る解決をいたさなければならぬ。

私も同様にいたしましては、軍人遺族のかたが、對して本年度予算の措置を講じます段階において、少くとも或る程度の措置を講ずることができな

いといふことで苦心をいたしましたけれども、當時はまだ御承知のような政治状態即ち司令部を擁護しておるといふときでございまして、却も問題が非常に困難な問題でありますので、この一年独立後におきまして十分各方面の御納得の行く解決策を講ずる。さうして百年の計を誤らざるように期さなければならぬやないかというところで、無論只今御質問の一年という期限を付けておるのはさういふわけであるかといふ点に對してのお答えでござい

ますが、問題を処理、解決いたしますために、少くも一年ぐらゐの日子がかかるのじやないか。特に私どもが心配をいたしておりますのは、無論これはもう冒頭に申上げますように、こ

ういふ制度の下に一身を國家の大事な任務に捧げて頂いておるかたが、で

かといふことはよく私もにもわかるわけでありまして、従いまして独立の曉におきましては、政府及び国会は挙げてこの問題の解決をいたさなければならぬ。ただ併しながら終戦までに至る既存の制度そのまゝを復活し得るか。これは国力におきましてあらゆる又國の事情におきましてこれだけの負担を來たしておりますから、さき申しますような趣意と今日の事情とを勘案いたしまして關係者の御納得の行き得る解決をいたさなければならぬ。

私も同様にいたしましては、軍人遺族のかたが、對して本年度予算の措置を講じます段階において、少くとも或る程度の措置を講ずることができな

いといふことで苦心をいたしましたけれども、當時はまだ御承知のような政治状態即ち司令部を擁護しておるといふときでございまして、却も問題が非常に困難な問題でありますので、この一年独立後におきまして十分各方面の御納得の行く解決策を講ずる。さうして百年の計を誤らざるように期さなければならぬやないかというところで、無論只今御質問の一年という期限を付けておるのはさういふわけであるかといふ点に對してのお答えでござい

ますが、問題を処理、解決いたしますために、少くも一年ぐらゐの日子がかかるのじやないか。特に私どもが心配をいたしておりますのは、無論これはもう冒頭に申上げますように、こ

でございますから、時代をとつてかれこれ申上げることはないでありますけれども、特に或いは日清戦争或いは日露戦争、輝かしき功績を立てられておられる高松のかたへ、これは何としても早くできるだけの措置を国として講じなければならぬというところは切実に感じておるわけであります。御質問の一年というところはどうしても一年でなければならぬ、或いはどうという合理的な説明はこれはもう私は以上申し上げたことによりまして大体御了解を頂くほかはないと思つて、問題につきましてはこれは無論政府が真先になつて考へて行かなければなりませんけれども、国会の御協力を頂いて国家の百年の基礎を固めるといふ意味においてこの問題を解決したい。それにはまあ一つ速かに本案の御成立を願つて予定いたしております審議会を速かに設置して成案を得たい、こういうふうに考へておるわけであります。

○山下義信君 長官よりの御答弁は拜聴いたしましたけれども要領を得ません。この恩給法の事後の措置については、或いはこのままでもいいか、或いは又若干改正の必要があるか、いろいろ研究するのに一年くらいかかるんだ、こういうことだけおつしやつたことはわかつた。このことにつきましてはあとで又伺いますが、私が伺つておるのは占領下においてこの恩給法の停止をされた趣意は連合軍の覚悟に徴しまして、確かに軍人を否定し、その中には言うまでもなく軍国主義の人もありまして、要するところ軍人に對するところのすべての特権を剝奪し、既得権もこれを剝奪し、或る意味におきましてはそれらの懲罰を意味する

のではないかと考えられる趣旨が含まれてあつて今日に及んでおるのであります。今回我が国が独立し、国民の権利が諸々回復をいたしておるやうな段階において、日本政府はただ単に善後措置が相当時間を要するといつて漫然と一か年間の停止を延長するといふことに對しては、それらの旧軍人であつた者に対するところの措置を何らか一方においてなしつつ、暫く今後の対策がいろいろな結構な案案ができるまで待つて頂きたいといふならば合点がいきますけれども、いわゆる権利を剝奪し、それに対するところの援護を差とめておいて、そしてただ漫然と一か年延期するといふ政府の御趣旨が私どもには了解しがたいのであります。その間の旧軍人に対するところの恩給は停止しておるそのまゝになつておりますが、その間幾多のかたへが非常に困窮しておることは言うまでもございせん。私はその点は生存軍人に對する点で申上げる。戦没者の遺族に對する今回の臨時の援護法の関係はあとで又伺いたいと思つて、何らかのやうな措置をなされずにおいて漫然としてなお一か年の延長をなさるといふことは、旧軍人諸君に對しての依然として懲罰を加えるというお考えであるか、どういふお考えでそれらの人に対する措置をなさずして漫然と延期なさるのであるかといふことについて、私は政府のお肚を聴きたいと思つて、政府委員（保利茂君）

○政府委員（保利茂君） 一年間延長いたしましたことを、連合軍司令部の指令の趣旨のように旧軍人を否定し、むしろ懲罰的な意味を以て停止しておるというやうな存意は政府には毛頭ござい

ません。ただ併しながら提案理由でも申しましておりますように、この措置如何が国家財政及びその他に及ぼす影響の少からざることを考慮いたしまして特に慎重を期する必要がある、この認めましてそして先ほど申しましたやうに速かに本案の成立を頂きまして特例審議会を設置して、そして全國民のかたへ、納得の行く解決を得たい。そのために先ほどこの旧軍人のかたがた、関係者に対しては私は政府の氣持を申上げておるわけでございまして、決してやういふ懲罰というやうな意味のあらうはずはございせん。これは遺族のかたへ、の問題、特にこの戦没者に対してとつて参つております予算上の措置はともかくいたしまして、政府の御趣旨に對する措置によりまして十分御了解が頂けるのではないかと申すわけであります。

○山下義信君 長官の仰せになりますことはお言葉としては承ることもできますが、私は事実を申し上げる、實際において旧軍人諸君に對するところの恩給の停止久しきに亘つて、連合軍がいたしまして、これは止むを得ないといひまして万こくの涙を呑んで従うのはかたがございせんが、日本政府が何らかの措置をなさずして今回戦没者遺族に對しましては暫定的な措置で援護法ができましたが、旧軍人に対するところのその停止せられた恩給に代るべき何らか暫定措置、臨時措置でも相成りまして暫く待てとおつしやれば甚だ道理が聞えますが、それらの措置をなされずして漫然と延期なさるといふことは、如何いにおつしやつても事實は非常に酷なことをいたすことに相成るので

ありまして、結果からみすれば懲罰を依然継続する状態ではないかと私は考へるのであります。その点を伺つておるのであります。なぜ何らかの暫定措置をおとりにならなかつたかといふことを承りたいと思つて、政府委員（保利茂君） 先ほど申上げましたやうに申上げかねて途中で抜かしておつたやうにも思つて、本年度の予算編成当時におきましてこの問題に對しては政府としても相当苦心をいたしたのであります。御承知のやうな事情の下におきまして無論この占領中ではございせん、占領軍の指令、覺書といふものが現存いたしておるその下におきまして、遺族のかたへに對する特別の措置を講ずるというところは、あの指令の趣旨に全然反することになるわけでございまして、幸いにいたしまして遺族のかたへに對する特別措置につきましては了解を得ることを頂きまして、この軍人のかたへに對する恩給措置につきましては予算上の承認を得る段階に至らなかつたのであります。併し政事實際あつたわけではございせん。併し政府といたしましては山下さんの言われましたことはよくわかるわけであります。私も是非を言いたしたいという氣持は今日でも持つておりますけれども、問題が如何にも抜き上げて解決すべく余りに複雑ではないか。それで関係者のかたがたには誠に申訳ないことではありますけれども、一年間の御辛抱をお願いしてそして全國民の納得の下にこの措置がとられることが最も望ましいことではないかといふやうに考へております。

○山下義信君 当時の何と申しますか、司令部が承認をしてくれなかつたから政府としても誠意ある方法がとり得なかつたのである、こうおつしやるならば又何を言はんやでありまして、そういたしますならば、今日独立いたしました自主的になし得る状態になりました政府におかれましては、さまで多くを要しませんがそれら生存旧軍人に對するこの恩給停止に代るべき何らかの暫定措置を、近い機会においてお考えになるという御誠意があるかないかといふことも承つておきたいと思つて、政府委員（保利茂君） 問題が非常に重大でございましてから私一存を以てお答えを申上げるのは余りに重大だと存じますけれども、今日只今におきましては同様の考えを持つて苦心をいたしております。

○山下義信君 最後のお言葉で、折角誠意あるお言葉が出ておつて用意をいたしたのであります。同様の考えを持つておつしやいます。何らかの暫定措置でもいたしたいという考えを持つておるとおつしやるのであります。或いはこのまま相変らず殘忍な措置のままでも頻かむりして行くのだ、こういう相変らずやういふ考えを持つておるとおつしやるのか、同様の考えとはどういふお考えをおつしやるのであります。明確にして頂きたいと思つて、政府委員（保利茂君） 只今大蔵大臣も出席をいたすことにはいたしてありますが、私といたしましては得るならば一つ何らかの措置をとり得ないかといふことで苦心をいたしておる次第で

か、司令部が承認をしてくれなかつたから政府としても誠意ある方法がとり得なかつたのである、こうおつしやるならば又何を言はんやでありまして、そういたしますならば、今日独立いたしました自主的になし得る状態になりました政府におかれましては、さまで多くを要しませんがそれら生存旧軍人に對するこの恩給停止に代るべき何らかの暫定措置を、近い機会においてお考えになるという御誠意があるかないかといふことも承つておきたいと思つて、政府委員（保利茂君） 問題が非常に重大でございましてから私一存を以てお答えを申上げるのは余りに重大だと存じますけれども、今日只今におきましては同様の考えを持つて苦心をいたしております。

あります。

○山下義信君 わかりました。その点は大蔵大臣とも御連絡の上で……。なお大蔵大臣の意見も伺いたいと思いますが、併し財政当局の意見は別として、只今長官には政府の代表として御答弁を願つておるのであります。若千御誠意があるものと承りまして、今の答弁は承つておくことにいたします。

次はこの一カ年間延長なさうという事でありますが、私ども常議的に考えますと、すでに講和條約の成立は早くから見越されてあつて、その善後措置といふものは、政府ではお考え相成つておるはずで、独立後の国策は言うに及ばず当面処理しなければならぬ独立後の諸般の整理事務に向つては、着々御準備であつたであらうと常議的に考えられます。それなくして漫然と御調印あらうはずはない。この恩給法の善後措置のごときはその著名なる一つでありまして、先ほど長官の御答弁の中にもすでに今回の援護法等において恩給法を復活すべきか、新恩給法によるべきか、世間周知のごとくいろいろ御苦心相成つたと御答弁の中にもありました。これからどうするかというのを考えておつたのでは、私は一年なお短かいのではないかと、率直に申し上げて。これからいろいろ諸般の情勢と睨み合せて、或いはあとで御答弁の中にも出て来るかも知れませんが、或いは新恩給法をどうするか、その他の諸制度と睨み合せてどうするか、財政をどうするか、いろいろ考へておられたんじや私は三年待つても解決つかんと思ふ。今日まで相当御研究が私にはできておるのだと思

う。或いは甚だ乱暴な言い方かも知れませんが、政府が恐らく断の一字を下すならば今日でも解決し得られる、少くとも根本方針だけは解決ができるのではないかと私は思ふ。従来相当御準備なり御研究なりができておると私は思ふのであります。相当御研究、御調査等ができておるのか、或いはこれから新たに調査、研究、審議をこの審議會を作つてお進めなさうとするのであるのか、その辺如何でありますか、奈辺の消息を承りたいと思ひます。

○政府委員(保利茂君) 私を感じては全くそのように思つております。と申しますのは、今からかかつて本当に全国民のかたんの御納得の行くような合理的な案を得るということに、實際問題として一年ではどうだと言われぬ点は私も心配しております。併し無論恩給局を中心として研究と検討は重ねております。従ひましてできるだけ一日も早くこの予定いたしてあります審議會を充足願つて、さうして速かに成案を得るよう運びたいと、無論事務当局においていろいろの研究はいたしておるわけでございますから、これはもうどのようなことがありまして、もう一年もございませぬけれどもこの年度内において必ず解決の案を見出して、さうして来年四月からは堂々と充足できるようにいたさなければならぬ、こう考へておるわけでありませぬ。

○山下義信君 折角今日までいろいろ研究もなされ御心配下されてあるという事も多分さうであらう、さうでなくちやならぬと思ふのでありますが、大体におかれまして、政府はこの恩給法につきまして大体の御方針はどうい

う御方針で今後お進みになり、或いは審議會等にも諮問といひますか、意見を徴せられるといひますか、全く政府におかれましては御方針がないのであります。それとも大体の方向としてのお考えがあるものでありますか、その辺を承りたいと思ひます。

○政府委員(保利茂君) これは私は審議會の御審議に御期待をいたしておるわけでございます。今折角のお尋ねでございますけれども、さういふふうを持つて行きたいということを上上げる私は用意は持つておりません。

○山下義信君 さうすると伺わなければならぬと思ひますのは、今回の提案されました法案の提案理由の御説明を伺いますと、大体は政府におかれましては、この旧恩給法を大体差支えのない程度で復元して行こう、併しその復元のやり方如何によつては非常に国家財政に影響があるのだ、その辺十分調査いたしたいから日にちをかせつてくれ、さういふような御趣旨であつたと、さういふ御趣旨であつたと、何らの方針を持たんと、何らの方針もなくして国家財政に何が影響が来るという考へが浮くのですか、さういふことで私は提案理由がわからぬと思ふ。

それでは改めて伺ひますが、この復元的措置或いはその措置如何等は影響が云々といふこのお述べになりました理由が、政府の大体の肚をお示しになったものでないものであります。さういふことであります。その点を承りたいと思ひます。

○政府委員(保利茂君) これはもうもとよりです。旧恩給法を基にいたしましてそれを復元するだけの国家財政の力があるかないか。若しこれを復元する場合に現恩給法との調整はどうであ

るかといふことはもう当然考へておるわけでありませぬ。

○山下義信君 私は大蔵大臣が見えましたが大蔵大臣に伺いたいと思ひますが、恩給法の特例を一カ年延長しようといふ提案理由の中に、国家財政に影響を及ぼすことの少からざることを考慮して一カ年ほど猶予してもらいたい、さういふことが提案理由にあるのであります。国家財政に及ぼす影響の少からざることを考慮して云々といふ御趣旨は果して如何なる御趣旨でありますか伺ひたいと思ひます。

それから先ほど官房長官に伺ひましたのでありますが、今お聞きになつたかとも思ひますが、戦没者の遺族につきましては御心配下すつて今回の援護法のとにかくも一応の処置はできました。然るに現存せるところの旧軍人の、生きた軍人の恩給の停止を、私人が言つたのは連合国がこれをストップしたのは、懲罰の意味でもありその当時に止むを得ぬ、併しながら独立した以後においてはおそのストップを、一般の軍人の六カ月を超して一カ年もそのまゝにして置くといふことは、日本政府が依然として旧軍人に懲罰を興えると同じ結果になりはしないか、一年待て、二年待てもかまわぬか、何か急的な措置を例へば九牛の一毛でも誠意を示してやつたらどうか、さうしておいて待てと言ふのが、これが当然の筋の通つたやり方ではないかといふことを申し上げたのです。官房長官はその趣旨においては御異議がないようであります。いくらか御誠意のある御意見も出かかつたやうであります。事財政にも関係がありますので大蔵大臣の御答弁を待つておるわけです。今回の

予算では、お話を承りますといひる御苦心下すつたが司令部が承認しなかつたといふことであります。今日の立場におきましては、若しこれ巨額の財源を要しますならともかくもありませんが、しほつてしほり上げますと、恩給局の調査いたしております通り対象者も少うございまして、その金額もさして多額であるとは言えないと思ひます。何らかともかくも暫定措置を一方になされてさうして完全な結論の出るまで待つておつしやるのが至当ではないかといふことを申し上げたのであります。その点大蔵大臣は御考慮に相成ります。お考えがあらうかどうかといふ点も併せて伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 御尤もな御意見と拝聴いたすのであります。戦争犠牲者には御承知の通りいろいろなかたがございまして、できるだけ早い機会にできる最大限をいたしたいといふので努力して参つたのであります。昭和二十七年年度予算編成に當りまして、遺家族のかたんと並びに軍人のかたんとを先ず取上げようと努力したのであります。そのうちでもどうしても遺家族のかたが一日も延ばされないう、さういふ考への下に昭和二十六年年度の補正予算で一応始めて二十七年年度からやることにいたしましたのであります。軍人のかたんとはいつても同時に出発したいといふ気持はあつたのでございまして、何分にも財政的に一度にさう出すわけに参りませんので少いながらも遺家族のかたんとから取りあへずやつたやうな次第であります。従つて軍人のかたがたのほうは考へないといふわけではない、十分考へまし

た。昭和二十七年年度中にこの軍人のかたがたに關し、何となく適當な措置を考慮して、二十八年度からは何となくいたしたいというので研究をすべく準備いたしてあるのであります。軍人のかたがたに従来の規定通りのいわゆる戦時加算とか外地加算とかいろいろな加算をして行きました場合に、おきまして、ど

ら一年かかつて二年かかつても名案が出ようはずがない。どんな名案を出すつもりであるか、ただ恩給法をどうしよるか、軍人の加算をつけたいように、成るべく少く出すにはどういう方法があるかというのを考えるだけである。新らしい恩給法をお考えにな

まして軍隊が解散した場合においていろいろ、例えば洋服だとか或いは小遣、小遣といつては語弊がござい

が、そういう御議論を全部集めます場合に、出て出るところは国民の懐であります。なか／＼おそれとつきみ上げてどうしようというものはなか／＼でない問題であります。只今申し上げたように、できるだけ早く調査をして、そうして片方の財政的の見通しがつかば、私は昭和二十七年年度でやることに何も反対しない、努めてそういうふうにしたという気持ちで進んでおることを御了承願いたいと思ひます。

○山下義徳君 折角期待いたしました

○國務大臣(池田勇人君) 誤解のない

ういふ考えで行つておるのであります。財政上の問題につきましても、今年度よりは来年度におきまして、軍人

たして承りました。只今大蔵大臣から重ねて承りますと、何も昭和二十八年

○山下義徳君 折角期待いたしました

○國務大臣(池田勇人君) 誤解のない

ういふ考えで行つておるのであります。財政上の問題につきましても、今年度よりは来年度におきまして、軍人

たして承りました。只今大蔵大臣から重ねて承りますと、何も昭和二十八年

○山下義徳君 折角期待いたしました

○國務大臣(池田勇人君) 誤解のない

ういふ考えで行つておるのであります。財政上の問題につきましても、今年度よりは来年度におきまして、軍人

たして承りました。只今大蔵大臣から重ねて承りますと、何も昭和二十八年

○山下義徳君 折角期待いたしました

○國務大臣(池田勇人君) 誤解のない

ういふ考えで行つておるのであります。財政上の問題につきましても、今年度よりは来年度におきまして、軍人

たして承りました。只今大蔵大臣から重ねて承りますと、何も昭和二十八年

おきたい。私は一体大蔵大臣は大好きなんです、本当に言う、そうして公開の席では申しませんが敬服しておる。どうかはかの大蔵大臣はよろやんとおろをおやり願わなければならぬのだから、こゝろの措置というものは普通の凡庸な大蔵大臣はできないと思う。私は相当池田蔵相に期待して、大蔵大臣の在任中に何とか一つ納得の行くような目算をつけておいて頂きたいという切望をしておきます。

この際私は承わつておきたいと思うのは、あの遺族援護法ですね。あれは大体筋として戦没者の遺族はあの法でずつと行つて中身はだん／＼固めるといたしまして、あれで行くとなさされて、そうして旧恩給法はいろ／＼な観点からこれを再検討してバランスのとれた合理的な新らしい時代に即応した、なお今後にも応用のでき得るような、こゝろの恩給法に育てて行つて旧軍人諸君の既得権も適当に処理して行くというお考えでしょうか、或いは明年度からは遺族援護法もこの復元的な、この恩給法の復元的な線に吸収する、こゝろか、それを取入れて行こうというお考えであるか、大体の政府の方針をいたしましてはどういう考えを持つておられるか、承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) そういう問題がなか／＼むずかしいから軍人のかたがたに対する恩給の措置につきましても研究いたしておるのであります。そこで具体的に申上げますが、この軍人遺族のかた／＼に對します措置もこれを以て金輪際変えないという考えではない。これは政府の説明にもおわかりの通りに、とにかくもう少し

し出したいが財政上は今のところできませんから今後よくならまししたらこれを増やして行きたいというところは政府のほうでたび／＼申上げておる通りであります。そこで軍人遺族の問題のあとには、軍人の恩給の問題が出る、これをどういふふうにするか、遺族の恩給に今までのつた措置、又今後軍人の恩給についていい考えが出た場合において、振返つてみて遺族のほうの恩給の措置も関連的に私は考えなければならぬことになるのではないかと思ひます。そこで要は先ほど申上げましたように、できるだけ他の経費を節約してそうしてこの次の軍人恩給の問題、そうして又振返つて遺族の問題も総合的に考えながらやつて行きたいというふうに思つておるのであります。

○山下義信君 私の質問はこの程度にとめておきたいと思ひますが、なお他の委員諸君が御質疑になりましたあとで承るかも知れませんが、一応この程度でとめておきたいと思ひますが、いま一点伺いたい点は、政府も非常に事重大であるとお考えになつておることは勿論であります、自他共にこれは心痛をいたしますこの重要な恩給法の善後措置をどうするかという問題です。両大臣とも官房長官、大蔵大臣ともこれを審議会の審議の結果に待つとおつしやる、これはさういたしますと本問題の重要性からいたしまして今回の法案の中に恩給法特例審議会によつて審議されるのだとおつしやる、この審議会は非常に重大であると私は考へるのであります、審議会の設置の構想というものはどういふもの考へて

おられるか。若しこれが総理府の一機関としてこの審議会の委員が何々局長何々次官の程度でこれをなさるといふならば、政府内部の職員を集めてのおりであるならば、なほ点から考へても非常な重大な審議会と考へられませんか、一カ年の時日をとおくといふこともおかしいと思ひます。これは多分相当な構想を持たれて、相当な関係者を委員にして、この権威ある審議会を設置なさるというお考えと私は推測するのであります、提案理由の説明もなく、私どももいたしましては、或いは委員諸君の中には見解の相違される方があられるかも知れませんが、こゝろの審議会こそ国会法の三十九條の特例を用いて両院の議員等も一部入れまして、そうしてしつかりした審議会にすべきであると思ひ思ふのであります、この審議会の構想等につきまして政府の所見を私は承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(保利茂君) 問題の重大な点に鑑みまして、この審議会の構成につきましては相当考へなければならぬ、今山下議員の漏らされた御構想も、私どももともあれ問題が非常に重大でございまして、単に政府職員のみを委員とするというふうなことは到底大方の御満足を得るようなことにはならないであらう、山下さんのお考えのような点も考へておりますが、結論を申上げられる段階にはございませぬけれども、十分各方面の御納得の行き得る構成を持つて、そうしてこの審議会の結論が国民に對して権威を持つようにな運びに持つて行きたい、こゝろに考へておる次第であります。

○山下義信君 国会の審議の通例といたしまして、法案の中で政令に譲るという点があり得る場合には、その政令の内容を資料として見ておく必要があり得る、従ひましてこの法律案の第三條第二項には審議会の設置は政令で定めるといふことであらう、その規模、内容、人選その他のことが明瞭でございませぬ。政令案を当委員に資料として政府から提出せしめられるよう委員長においてお取計らいを願ひたいと思ひます。

最後に恩給局長に私一つだけ聞いておきたいと思ひますが、旧恩給法、つまり現在の恩給法によりまして旧軍人で恩給のいわれる権利を持つておられる者、既得権者の総数は何名でありますか。それから現恩給法によりまして戦時加算が付された場合において、恩給の支給時期に達するであらうと思はれる、いわゆる期待権者と申しますか、それらの総人員は大体幾ばくの數に達しておるか、又それらに對して現恩給法によつて恩給を支給するといふならば、現存せる軍人の既得権者に支給する総額は幾ばくなるか、又期待権者に支給するといふことになれば支給金額は幾ばくに達するか、この二点について數字の説明を、答弁を願ひます。

○政府委員(三橋剛雄君) 軍人恩給が廃止せられた当時におきまして大體どれくらゐの恩給権利者があつたかといふことにつきましては、いろ／＼と今日まで調査を続けて行き、今もお集まりました資料につきましてだんだん検討を続けておるわけでございしますが、何と申しまして、恩給をすで

に受けておつた人の數よりも、當時の恩給法の適用をそのまゝ受けました場合において、恩給権利者であつたと思はれる人の推定をしますための資料と申しますか、それが何分にもなかなか入手することは困難なことではございませぬ。嚴格に申しますならば勿論むずかしいことではございませぬが、大ざつぱに考へましてはな／＼困難なことではございまして、この調査につきましてはいろ／＼と苦勞して参つたのでございしますが、大體におきまして恩給の権利者、これはすでに恩給をもらつておつた人もそれからまだ恩給をもらつてなかつた人もひつくるめまして、數を大體推測いたしますと年金恩給につきましては七百万人くらいを大體想像しておるのであります。勿論それは加算を全部受ける権利のある人につきましては加算の恩典にも浴するものといひまして、そうして恩給権利者を想定いたしました場合でございまして、この數の中には在職年によりまして恩給を受けるもの、即ち普通恩給というふうなもののみならず、傷病の場合におきましての増加恩給、傷病年金の権利者も含んでおります。それから又死没した人の受けるべき扶助料も含んだはずでございませぬ。それをそれならば現在の恩給法をそのまま適用いたしました場合にございまして、どれくらゐの恩給の年額になるかといふことではございませぬが、これもなか／＼調査いたしまして、大まかな統計の客觀的に御了承願ひ程度といたしまして申上げますれば、二千億を年額として超えるものと思ひます、二千億、三百億には達するのじやなからうかと想像いたしております。

す。勿論これは昭和二十一年の二月に軍人恩給が廃止せられたその当時を大体考へまして想定いたしました数でございます。又推定いたしました金額でございます。従いまして、その後今日までには恩給権者又扶助料を受ける権利のあつたかたがたで権利を失つてしまつたかたもあられることと思つて、又恩給権者或いは遺族のかたでただその人一人だけであつたに關係者が全然なくて、そうしてその人限りで恩給の關係が切れてしまつたといふようなことが想像せられるのであります。そういうようなことを考へまして、それならどれぐらゐのその当時の昭和二十一年二月一日の恩給権者であつて、今日まで失權した人があるかといふ今度は推定になるわけでございますが、その推定もなかくいろいろなことでございまして、従来恩給の統計からいたしまして、推して考へまして大体推定いたしますと、この七百万人の数も相当少い、相当といひますか若干少くなりまして、そうして金額につきましては千七百億圓ぐらゐになるのじやなかみうかといふふうに思ひます。まあ統計のことでございまして、その統計も今申し上げますように非常に困難でございますので、大体のところとしましてはゆとりをとつて千数百億圓の金が大体要るのじやないか、こゝういふように御了承願ひたいと思ひます。

又一時金たる恩給でございましてこの権利者は大体どれぐらゐか、こゝういふ問題があるわけでございますが、実は一時金たる恩給権者につきましては、相当数あるといふことは想像されるのでございまして、まだ具体的に責任を持つて申上げ得るような数までは実は調査ができておりません。この数を入れれば相当の数になるものといふことだけは想像されますが、何と申しましても、終戦当時におきましますとこの軍人の中から大まかな想像はできますけれども、併しこれは私はその当時の陸海軍の編成要員なんかから申しましても、本當にこゝでもつてばつと公に申上げるまでのまだ自信を得るに至つておりません。大体編成要員などから推測すれば一時金はこれくらいになるのではないかと、これは附き来ることではあります。一年加算が附きまして三年になります。こゝういふことを考へますと、こゝういふ人の一時恩給まで考へますと殆んど兵隊にとられた人は一時金たる恩給がつく。こゝういふふにいたさなければならなくなる。こゝういふことでは相当の数になる。こゝういふことでは想像されまが、はつきりとした数を申上げるまでには至つておりません。

○委員(河井彌八郎) 山下君に申し上げますが、只今政令案を政府に要求しろといふことであります。それは取計らいます。

○山下義信君 お願いいたします。私は委員長にお願いしておきたいと思ひますが、厚生委員会は連合審査をして頂きまして感謝に堪へないのでございまして、只今御聞き及びの通りに、この問題の対象者は七百万前後でありまして、若し法の通りいたしますれば所要金額二千億に近いと言われれば所す。これらの処理を求めるところの法律案に一年間延期を求めるところの法律案でございまして、而もこれらの処理をいたすべく審議をいたしますのは審議会であります。こゝういふ点を考へますと本案の重要性は非常なものであるといふことは委員長すでに御認識の通りでございまして、どうか本案の内閣委員会におきまして御審議につきましては、私も厚生委員といたしましては、十分所期の目的の達せられましますよう本案の内容を御審議下さいまして、それに沿ひ得るよう善処を賜わらんことをお願い申し上げます。存じますが、私の質疑はこれでおきますが、恩給局長に只今の大体の数を聞きまして、終戦時に恩給受給者の資格がつくであらうと思はれるそれらの陸海軍人は、当時の陸海軍当局者から恩給局に然るべき資料と同時に通達があつたのではないかと、思ひますが、それらの書類はすべて恩給局に保存されておるかどうかといふことだけ念のために承つておきたい。

○政府委員(三橋彌雄君) 終戦の當時即ち昭和二十年の九月だつたか十月だつたかと思ひますが、私のところの当時の陸海軍のほうからもらつた資料がございまして、それから軍人恩給廃止の當時、即ち昭和二十一年二月前後あの頃に調べた資料も私のところに報告されたものがございまして、その当時の資料によつて想定いたしましたところの恩給権者の数と申しますのは今申上げた数よりもかなり少い数になつておつたのであります。その後同復員局の非常な御努力によつて調査を願つて参りまして、そうして昨年の暮頃に推定いたしました数が大体只今申し上げましたような数になるということでございます。

○松原一彦君 保利官房長官にとくと私は御懇談的に伺ひたいと思ふのであります。日本に前例のない敗戦の跡始末でありますから実は誰も心がまえがなかつたといふことは無理はないと思ふのであります。突如として昭和二十一年に軍人恩給はすべてこれを給せずといふボツダム宣言受諾に伴うあの勅令が出まして、それまでの軍人が恩給を給せられなくなつたのであります。これは敗戦の結果であるからいたし方がないと言つてしまふばさうであります。が、考へてみると随分これには無理があつた。戦争に従事した者がその罪として追放を受けておる。追放を受けたい者は軍人ばかりではない、文官といへども同様に追放を受けておるのであります。この追放を受けた者が恩給を停止せられるといふことは当然であります。然るにこの勅令によつて恩給の停止を受けた者は実は追放によつても恩給の停止を受けない、大東亞戦争にも支那事変にも一切のミタリ・サービスしたことのない日清、日露役以来の古い人たち、老將軍たち、又文官、高等官等以上である軍部に奉職した文官も全部これは一様に恩給権を停止せられたのであります。誠にこれは悲惨な話でありまして、今回必ず戦争が終つたならば恩給権が復元せられるであらうと期待しておつたかたが、突如一年間延びるという話を聞いて非常に憤慨せられてその期待にそむいたことを歎きいふ／＼なる諸君、陳情が出ておることは御承知と思ひますが、この中には八十何歳という老將軍たちも相当おられます、七十何歳、かような老人のかた／＼までもが何ら追放關係のない人が一様に非常な悲惨な運命に陥つておるといふ事実がある。然るに

同じ戦争に加担したと言はれる重い責を負つて恩給停止の処分を受けたところの文官側の者は、御承知のように追放解除のその翌日から恩給権が復活して現に恩給をもらつておるのであります。文官は一面において追放解除と共に恩給は復元し、軍人であつたといふことのために当時の責任者である追放被処分者は恩給権は復活しない、のみならず釜添えを食つたと思はれる過去の古い人々までもがなお一か年間この恩給権を停止せられるといふのが今日の事情なのであります。この中には日清、日露戦役時代の古い軍人の未亡人もその生活を絶たれておるのであります。事情の一つ二つを申上げますと、私は今杉並におりますが承知のところによるとこの在任の或る将官はその生活の苦しさの余りに区役所に出て筆耕を勤めて月三千元、一日百圓の手当を辛うじてもらつておつたのに、軍人であるが故に臨時雇もできないといふので区役所をも追放せられて、いたし方なく今日はその老將軍がかりを携えて賸物を買つて廻つておる。又或る部隊長であつた現に私の近くにおる人は今下町の学校の夜警を勤めておるのであります。私はこゝういふ人々の実情を考へたときに実に気の毒に堪へないのであります。刑務所に入つた者は食うものは與えられます。併し軍人であつたといふことの條件のために職も與えられない。訴願の途もなくさうして一方には独立となつたならば必ずこの恩給権は復活するとの自信しておつた人々がなお一年間この生活の途を絶たれようといふのであります。この恨みの深刻さをもつ御想像願ひたい。泣くにも泣けぬ必死の憤まんのあるといふ

ことは、これは職を絶たれた者でないとい
わからないのであります。人間何が悲し
いかといつて生活のできないほど苦しい
ことはないものであります。而も過去には
相当の面目を保ち金満勳章功何級をも
らつた榮譽ある人々が、今回の戦争に
敗けたためにその過去の人まで巻き添
えを喰つて、そして相当以上の生活
のできた人々が今日職を失つておるこ
う事実、これは昭和十九年までしか
恩給局には統計がありませんのでその
二十年頃のことばかりかもしれません
も、私の調べたところによりますとこ
の勅令によつてすでに恩給証書をもら
つており、或いは扶助料の証書をもら
つておる人々の数が九十二万八千二百
十四人に及んでおるのであります。こ
のうちに三千四百三十三百五十六人
の戦病死による遺族扶助料者も含まれ
ておるのであります。なおこの後に恩
給を期待しておる、期待権を持つてお
る人々が只今お話の通りに非常な大き
な数に上つておる。これがたとえ敗戦
の結果であるとはいへども、若しミ
タリズムを根絶する、軍人といふもの
には子々孫々懲罰を加えるといつたよ
うなあの戦勝国側の一方的意思で加え
られたる処分であるとしても、私は
はすでに六年八月間言、おうようなき
悲惨なる運命に会わされた人々の処分
はもうこれで一応今日は消えておるの
ではないかと思ふ。一方においてあの
平和憲法を制定した当時の氣持を以て
するならば軍人といふものは今後一切
日本には現れないものであります。か
ら、仮に軍人といふものの根絶やしを
するといふことであるならばなお且つ
これでも辛抱できたかも知れない。併
し社会情勢は違つた、違つたと政府の

ほうでは仰せられますが、どう違つた
かといふと再軍備に向つて違つてお
る。そしてアメリカから何千何万
か知りませんが、国民の知らない量で
す、無限の量です、国民は何らあずか
り知らないところの無限の量の兵隊が
いつまでもおるかわからない年数の先
の限定もないものを、雇つて来たかど
うか知りませんが日本に來ておる
つて日本の国防に當つてもらおうとし
ておる。これは併し條件付でありま
す、この人々はアメリカの意思によれ
ば日本国民の国防力の漸増によつて帰
るといふのであります。国防力を漸増
しなければならぬ條約を政府は結ん
で來ておられるのであります。一方国防
力を漸増すべき義務を負ひ、そして現
在のうちに警察予備隊或いは保安隊と
いふものが生れようとしておる、現に生
れておる、これは厳然たる軍人であり
ます。軍隊であります。誰が何と申さ
れても世界的に日本の新軍隊といふこ
とにはつきりしておる。それを徐々
に殖やそうとしておる、現実に今国民
の前にさらされておる。現に許されな
い再軍備が一方にはすでに進行してお
る。そしてこの将来がどうなるかと
いふとこれは国防力を漸増してアメ
リカに歸つてもらわなければならぬ
運命になつておる。これも日本の国民
の意思かどうかはわかりませんがす
でに政府はこゝういふ約束をしておられ
るのであります。かかる情勢の変化し
た際にこの七、八百万乃至一千万に近
い過去の軍人を泣かせておいて、怒ま
せておいて、めしを喰せわれないで
いて果して日本の独立自衛ができます
か。失うものが余りにも大きくはあり
ますまいか。現に私はここに林三郎と

いう署名のある旧大佐のかたが書いて
おられる最近の週刊朝日を見ますと、
再軍備をやる場合一番肝腎なことは
失われた祖国防衛心の振興ではなから
うか、自分の国は自分で守る氣魄のな
い者に立派な銃を渡さうものなら国民
は心配でたまらない。形よりも心が盛
切である。祖国防衛心が国民の間に盛
上つて來ればすでに再軍備の基礎はで
き上つたものであります。再軍備の用意
をしきりに政府はしておいでになる。
一方にはアメリカの軍隊によつて国防
力をどうにか真実状態でないようにに
するといふことであります。一方に
おいては徐々に警察予備隊若しくは保
安隊によつて国防力をつくりやうとし
ておられますが、それは形です、外国の
武器でありやうして魂なき人間で
す。この人々に果して過去の軍人のよ
うな祖国防衛の精神がみち／＼してお
るのでありますやうか、どうでありまし
ようか。それで安心ができますやう
か。私は再軍備論者じやない。殊にミ
タリズムの復活に對しては絶対反対
のものです。併しミタリズム
の復活といふものと国防とは違つた
のであります。八千万の国民が生きて行
くためには何らかの措置が要ることは
当然であります。併しその措置がかよ
うに過去の忠実に戰つた人々にです。
この人々は私はいばつたとか或いは
政治を誤つたとかいいます、日本の運
命を誤つたとかいいますけれども、そ
れは難題に参画した人々のことであつ
て多数の現地に戰つた人々の罪ではな
いのであります。然るにこの人々は断
じて弱かつたのではないのでありま
す。強かつたのであります。武器が足
らなかつただけの話であります。B29

がなかつた、電波探知機がなかつ
た、原子爆弾がなかつただけの話なん
です。一人々々の軍人を比べたならば
どの軍人といへども未だ曾つて弱く
負けただけではない、むしろ強すぎた厄
介がられたのであります。この人々一
千万人をここに泣かせて、恨ませて、
そしてこれから政府は一体祖国防
衛をどうしようと言われるのか。一方
に東條内閣に参画したところの過去
の大臣が追放解除になつて堂々と恩給
をもらつておるのです。文官はかくの
ごとくにして立派に復活しておる。今
度の選挙にも出るでしよう。何ら今度
の戦争には一体参画しておらぬ陸地測
量部の技師などがただ高等官であつた
がために八十以上の老人たちが数名今
日まだ食えずに困つておる。これは
何らミタリ・サービスしてはあら
ん。ただその位置が軍隊の關係者であ
つたといふために今日恩給停止であ
ります。泣いておるです。余りにも私
はこの政府の措置が止むを得なかつた
とはいへないが、残酷なものであつた
といふことを思わざるを得ません。せ
めて今度の独立になつたならばその翌
日から恩給は復活するものとこのみこ
の人々は思つて今日の目を持ちこがれ
ておつたのです。中には中風にかか
つて病床にあえいでおる人がある。眼
の見えない手を挙げてまだ恩給は來ない
かと待つておるのです。然るに今一カ
年間政府はこれから考へるから待てと
言われることが、これが残酷でなくて
何でしよう。長官一つこの点はよくお
考へを願ひたい。そしてあの保護法
といふものは一体得たの知れないも
のであります。戦死した人々に対しては
これ／＼の恩給を與える、つまり遺族

に對してはこれ／＼の恩給を與えるとい
ふことは明治維新以來ちやんととき
まつておるのです。はつきりきまつて
これで戰さしておるのです。日清戦争
も日露戦争もそれでさしておる。それ
をば當然復活すべき恩給権を押さ付
ておいて、如何にもお恵みのようにに地
方ではこゝういふパンフレットが廻つて
おる。自由党ならこそこれほどのこと
をしてやるのに何のことがあつたのか
といつたやうなパンフレットが廻つて
おる。当然受くべき權利を押しえてお
いてパンのかけらをお恵みのごとく與
ておる。今回の援護措置のごときは、私
は実に初めから厚生省がやることは所
管違ひだと呼んで参つたのでありま
す。これは當然保利長官、あなた御
所管なんです。恩給局の所管なんです。
戦死者にこれ／＼の遺族扶助料を
與えるといふことははつきりわか
つておる、何十年來わかつておる。それ
をばやらないで一方に援護措置といふわ
からぬものをやつておる。あれは一体
どういふ結果を來したか。未亡人には
僅か一月八百三十円、生活保護費の
半額にしかならないのです。それが何
でお恵みであります。そして、それが最
近においてはですね、警察官が公務に
よつて死んだ場合においては百万円く
れるといふのです。警察予備隊が何ら我々
に姿も見せないで二年間営内訓練
を受けただけでこれはこの秋に六万円
もらうのです。そして一方には過去
の軍人たちを而も、これは考へ方の根
本が違つておるかも知れませんが、至
誠純忠これこそ日本国民の名誉ある働
きだとのみ教えられて戰つた人々に今
日恩目を見させておる、勿論この人々
は敗戦といふことは日本の軍隊は知

らんのですから皆死ねばすだつたので
す。皆腹かき切つて死ぬか、然らざれ
ば突撃して玉碎すると皆きめておつた
のです。あの十五日の日まで。ところ
が天皇の御命によつて降伏しろと言
われたから涙を吞んで降伏しておる。
恥をさらして帰つておる。それをなお
且つ一カ年間飯も食わせずに追討をか
けるというところは余りに残酷じやない
か。この恨みが一体どうなるかとい
うこと、日本国民の失う損失を私は政
府がお考えになつたことがあるかど
うか。せめて老軍人だけでも応急の措置
をとさつから山下氏が腕曲に言われ
ましたけれどもお答えがない。七百
万の既得権者があると言われますが、
実はこれは軍人には加給も何十種も
加算があつて、一年行けば四年に計算
せられる、下士は十二年で恩給にな
るのでありますから三年戦争に行つた
人々は皆恩給になるのです。そのため
に七百万人になつておるのです。これ
を実設計算し文官同様に直せば下士官
にして十二年の恩給になる。準下士官
以上の十三年の実設計算者の数は、私
がもれ聞いたところによりますと、
士官以上は恩給は五十歳以上でいい
のですから、弱年停止でいいのであり
ますから、五十歳以上の老軍人は下士
から準士官以上を加えて僅か八万八
千人になるのであります。実設計算によ
つて加算を除いて計算すれば八万八千
人のような僅かな数になる。それなら
ば恐らく職業軍人のみがその恩典に浴
するとかやうにお考えなさるかたが
あるかも知れませんが、実は准尉の数
が三〇%を占めておるのであります、
少尉が一九%、中尉で一七%、将官な
どに至つてはもうごく〇%というは

どに少いのであります。大將などは。
で、八万八千人のかたぐひのせめて老
軍人だけでも実設計算によつて恩給を
支給するとなればこれは微々たるもの
である。現に今日の文官は二十二万人
その恩給の総額は九十三億四千万。二
十二万人で九十三億四千万としますな
らば、この老軍人、五十歳以上
の実設計算による八万八千人の恩給は
四十億内外で結構足りるのであります
ということが言われますか。私は大蔵
大臣に聞こうと思つたが帰つてしま
われた。いざ改めてお聞きしますけ
れども、さうしてこの昔の功勞のあ
つた榮譽のあるかたぐひに大手を振つ
て歩いてもらうということこそ私は日
本再興の一つの基礎だと思ふ。ミラタ
リズムの復活を言うのじやございませ
ん。過去の約束を守るという政治上の
信用を言うのであります。一旦緩急あ
る場合においては全國民は命令がな
くても立上ります。併しかやうな残酷
なことをおやりになれば命令があつて
も立上りません。国防はできません。
私は理窟を申すのではない、事実こ
ういふ状態で、果して日本民族が自立
して行けるかどうかというのを疑う
のであります。外国の軍隊に無制限に
駐屯してもらつて我々が枕を高くして
眠られるものじやない。但しこうい
う憲法を作らせてそして軍人を懲罰し
たアメリカのこれが勝つて得たる結果
なんでありませう。さうして今は四苦八
苦の悩みを持つておられるかういふ実
情の下において、ここに軍人懲罰令。ミ
ラタリズム根絶のこの残酷な上級軍命
令によるところの政令を更に一ケ年
間延ばして研究するということは、

私は政府の怠慢だと思ふ。山下氏もさ
つき言われましたが今日の或る人はは
つきりわかかつておる、恩給局長には
私はよくわかると思ふのです。十二分
に御用意がある、その御用意をおとり
にならんで、遺族援護法といつたよう
なつじつまでの合戦ないものをお出し
になつてどうにかこうにか一部を埋め
たがこれのほうは抜けてしまつたので
す。増加恩給に属する傷病兵、それか
ら戦死者の遺族だけは恩給関係のうち
でも一時の無償償をやりましたけれど
もが、一番数の多い軍人、その正規軍
人には何らこれが及んでいないとい
う片手落ちがここに実現しておるのです。
文官に對しても片手落ちであり、又戦傷
病者に對しても生きておるからこごと
を言ふなというわけには参らないので
あります。でさういふところを総合しま
して私はこの今日の実は御用意がある
ものと思ふのです。長官はさつきから
用意があるものと確信する。審議會な
どにかけないで政府は原案を示されて
さうしてやられてもいいのであります
が、若しどうしてもやられないとい
うならば至急に審議會を作つて政府
の原案によつて後半年十月一日からで
もこの八万八千人の老軍人に對する
緊急措置としての恩給復活でもおやり
になる意思はないかどか。これは私
はできないことじやないと思ふ。五十
億そこら、三十億か四十億の補正予
算が今日の経済でできないといは言わ
せないと思ふのです。かういふ御意
思があるのかどか。やろうと思つた
らやれるものなんでありませう。決して
できないことじやない。

この点につきましてもう一つ申上げ
ておきます。十月一日から実施するも
のとしますと一月までの恩給になり
ますから四分の一の額で済みます。年
額の四分の一で済みますから十億円そ
こらで済みます。遺族扶助料はもう一
方に一応は片がついておりますから済
みます。一月から三月分までは明年度
の予算に組めばいい、仮に四十億円要
るとしましてもその四分の一年期分あ
れば本年の補正には足りるのでありま
す。それでもなお且つできないと仰せ
られますかどか。私は実情を訴えて
さうして我々にとるべき義務と責任を
果たしたい。この意味における保利長官
の本当の一つの氣持を出して頂きたい。
それだけを申上げておきます。以上で
あります。

○政府委員(保利長官) 松原さんのだ
んだんのお話を伺つておりました、私
は表現がまずいと申しますか口べたで
ございませうけれども、先ほど山下さん
にお答えいたしましたときに私どもの
考え方は十分申上げたつもりでござい
ますけれども、なお御意見でございま
すとお伺いたしましたとおけいと思ふ
のでありますけれども、大体日本の独
立を早く迎へたい、講和條約を何とか
早く締結したいという總理大臣の切々
たる念願は、マツカーサー元帥在任当
時から、この問題に對して熱誠をこめ
てしばしば折衝せられたのでありま
す。であります、不幸にいたしまし
て独立後の問題としてやつてもらいた
いといふことに私は聞き及んでおりま
す。従つてこの遺族族或いは旧軍人の
かたぐひの問題を処理いたしますため
にも、どうしても早く講和獨立を勝ち
取らなければならぬといふ念願に燃
えておられたわけでございます。幸い

けでございすが、十分参つていないことは私どもとしても、先ほど大蔵大臣が申しますように、十分認識をいたしておるわけでありすが、いろいろお話をございしましたが、私どもの氣持、政府の氣持はそのようございまして、この旧軍人の恩給の問題を考へるにいたしまして、これを或いは再軍備に結び付けるとか、或いは国防力の充実に結び付けるというような考へは毛頭持ちません。飽くまでこれはこの問題として考へて行きたい。先ほど来山下委員に御答弁いたしておりますように、又山下委員からお尋ね頂きましたように、遺家族のかたへにはともあれその不十分な措置でありましてこの年度からこの程度の措置を講ぜられる。お話のようにいろいろのこれは國家の功勞に盡されたかたへにはいろいろの種類のがある。そのうちでも取分け日清、日露という民族の輝かしき功績、これらに捧げられたかたへに對してだけでも何とかできないかというところは切實に考へて、これは十月一日とか或いは一月一日とかいう今日ここで約束を申上げるといふことは、これは私は御遠慮申上げなければならぬ段階でございすが、でございしますけれどもそういうつもりで先ほど山下委員にお答へいたしました通り、政府も誠心誠意をもつてとにかく年度内にも講ずべきものは講ずるといふ決心をもつて参りたい。どうかそういう点は一つ私はこの問題は決して自由党だからこういふことができるかどうかとかいふ問題でなしに、本當にこれは國家民族の永久にかかると、これを本當に超黨派的な問題であるといふ考へで、まあ政府としても一つ努力いたして参りたいという考へでございします。どうぞよろしく。

○松原一彦君 一応これで了承します。

○深川タマエ君 私は今日初めて合同委員会に出席いたしました。厚生委員でございしますので、さつきから政府との間の質疑応答を伺つておりました。が、けれどもさつきにもう結論は出ていたのじやないかという氣がいたしました。さつき大蔵大臣の御答弁にも必ずしも来年まで待とうと思はない、今年中にもできるだけ実現したいといふつもりでおつしやいます。保利官房長官も成るべく國民の納得する形でいたしたいとおつしやうし、又何らかの形で実現したいと思つて、誠に極めてお含みのあるお言葉でございします。又質問いたしておる委員側でも何も古い恩給そのまゝを復活させてくれと言つてゐるのじやございせんし、更に五十歳以上ですかさういふ老軍人であつて而も実設計算をやつてもらいたい、僅かの予算だから、こういうふうに進歩したお言葉でもございしますので、もはやこの恩給法特例審議會などの答申なんかといふものを待たないでも、私たちが議員なんだからここに修正案でも出して各派がお互いに了解し合ひましたらば、必ずまとまるのじやないかという氣がいたします。

そこで官房長官にお伺ひいたしますのは、議會を通過いたす段階になりましたら、この恩給法特例審議會の答申が出ていなくても、當然議會を通過すればこんなものは問題にならないのでしやう。どういふ根拠ですか。

○政府委員(保利茂君) 當然この予算

の措置といふものを伴わなければならぬと思ひますから、どうか只今續々申上げておきます。政府の苦心いたしております点もお認め頂きて、速かに一つ審議會の発足をさして頂くように御賛成をお願いいたしたい。これも誠意を盡して一つ努力をいたす所存でございします。さうして成案を得ましたならば、必ず急いでそれを國會に提案することになりたしと思ひます。

○深川タマエ君 官房長官の御答弁によりまして、恩給法特例審議會の答申があつたらば議會を通過したわけでは予算措置ができないといふふうに聞えるのですけれどもどうもそこらがおかしと思ひます。いづれにいたしまして、も予算が今ないことが本當なんだつたら、法案が通過いたしたら當然政府のほうでは追加予算何かお組みなさらないければならぬとすれば同じだと思ひます。

○政府委員(保利茂君) おわかりの上でのお尋ねだと思ひますからそれについて何しませんが、とにかく政府といたしましては、全体の國民のできるだけ納得を得て、先ほど松原さんもお話のようにいろいろ意見もある問題でございします。いろいろ深刻な問題、意見もある問題でございします。先ほどお話のように特に高齢者のかたがたの非常に悲惨な事例もお挙げになりましたし、そういう事例に対する國民の深い認識と同情を是非これを解決して行く上につけて頂かなきやならん。さういふことからいたしましてともあれ私もいたしましては審議會の発足を一日も早く急ぎまして、さうして國會に御審議願うような成案を一

日でも早く急ぎたいという趣意でございしますから、どうか一つさういふふうにお解を頂きたいと思ひます。

○松原一彦君 私はいづれ内閣委員会

のときに念のため申上げておきます。これを一年間待つといふこの法案を正面から考へると、来年四月一日からは既得権の恩給が全部復活すると皆心得るのです、そこに危険がある、それは賄い切れんと私は思ふ。私どもは法の正面から言へばそれが本當だと思ひますから漸進的に權利を復活するといふことならわかります。国力に依つて。ところがこれをこのまま一年間待たせるといふことは、明年四月一日になると、恩給は全部復活するものと心得る。現に最近出て参つておるところの恩給復活の請願はその氣持で書いてある。私どもは政府の苦勞もよく察します、わかります。又一方に財政措置のなすかしきこともわかります。だからして權利は權利として保留しつつ決して否認はせんとしつつも漸進的にこれを復活する、国力の増進に従つて復活するといふた線を早くお出しにならんと、来年の春になつて又大きな騒ぎが起りますぞといふことを申上げておきます。できるだけ今年のうちにでもその線をお出しになつて、たとえ一期待でもよろしいからその線で一応の臨時措置をおとしになることが一番いい手段であるといふことを申上げますから、どうぞ閣議におきましてもお諮り下さいまして、早く先手をお打ちにならんと……。実は去年これが行われておつたならばもうと簡単に済んだ。今は眠つておつた子が皆起きてしまつておる。さうしてすべての加算によ

つて既得権の全部を即時に支給しろといふことが、明年度政府の御希望通りに通りまして明年四月一日からは全部の人に支給しろといふことが全國から蜂起して参ります。それでよかつたらよろしいが、私はそれでは賄い切れないと思ふ。幾ら理窟を言つても二千億四以上の年金が来年から出るわけのものじやない。それならば一日も早く先手をお打ちになればよろしい。これはすでに手遅れなんです。丁度豫備措置と同じように、もつと早くやつておつたらこれは手遅れにならず済んだ事態であるのです。ドイツの例を見ましてドイツはもうすでにとづくに終了しておる。日本は非常な手遅れになつた。この点につきましても又来年になつたら騒ぎを起さんようにせめて十月一日からでも非常な緊急措置をおとりになるように切望して、私は質問を保留いたしまして一応の終りにいたします。

○竹下豊次君 私もお尋ねしたいことがありますが四時でありますから今日に限つたことではありませんが、これは官房長官にお伺ひしたいと思ひます。この次に内閣委員会に長官がおいで下さいますればそのときで結構でございします。おいで願いますか。

○政府委員(保利茂君) それではこの次にさして頂きます。

○委員長(河井彌八君) 諸君に伺ひます。本日はこの程度においてとどめたいと思ひます。

又特に厚生委員の諸君に伺ひますが、厚生委員の諸君の御質疑は大体終了せられたものと認めて如何でございしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 今長島理事は大体盡きたものと認めることに、言っておられました。まだ御在席でありますから一応念を押したわけでありま

す。それでは厚生委員諸君の御質疑はこれで盡きたものと認めます。つきましては内閣委員の諸君についてお諮りいたしますが、連合委員会はこれで終了いたすものと決定いたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さように決めます。それでは今後は内閣委員会においてこの問題を取扱います。本日はこれを以て散会いたします。

午後三時五十七分散会